



和装本
13
954
24



門 15
號 1190
卷 2

門 13
號 954
卷 24

同書同記

俗説贅辨續編下目錄

五部書の辨

内尔宮祭日乃辨

風土記の辨一

風土記の辨二

朱雀白鳳年號の辨

延長改元の辨

藏書印

俗説贅辨續編下目錄

伊勢の辨

雙生^{フタゴ}三生^{ミツゴ}の辨

厄年^{ヤブ}子の辨

胎内の兒^ニ男女の辨

蘭奢侍の辨

兒島高德姓氏の辨

喚^ヲ入^ル實名^ヲ辨

實名^カ改^メ他の^ヤの辨

南廷の辨

知行百貫の辨

俗説贅辨續編下目録

俗説贅辨續編下

五部書辨

俗傳日本姫世紀寶基本紀鎮座本紀鎮座傳記鎮座次第記是と五部の書といひ非を第一の書なり

今按じりよ此説お承るゆゑ一と五部とを考ふよ神佛習合の謬説多し疑ふ處このころのく予じり非をいふ事同く其答曰五部と云は是す非く

其非と削りて是は物だきゆりかんども
古くより傳へく 天子公卿も位どめも
かんが 詔旨あくるて訂正しと
答らふ誠よめいびとりのなり此書古より
ありて世は行きし事いとき事し二十年お
先輩よきく曰三十年お日本姫世紀ゆえよ
る一本上鴨より一本始く邪人出のゆえの本
ハ多入上鴨よりなり本ハ事幅玉軸古代せん
物かりとめけりれハ今僅は五十年來入る

よ行ハるくとるくより又案どらよ神家の
せん達 勅かりくハ訂正かりと
しとゆ感信すきとていんりぞ
勅撰の書し士庶人おして序とくともあり
那家れ養へ内俗の替易うあいつね
○内卯亥祭日の辨
俗云内官の祭日を九月十七日なり外官の
祭日は九月十六日し卯亥の尊く内亥の尊
よ次ありてありて卯亥の祭

ハ先内宮祭ハ後ナリ
今按ずるに、説非ナリ考日本紀内宮鎮座垂
仁天皇二十六年丁巳十月甲子也日本書紀曆
考曰十月無甲子甲子九月十七日也至于今内
宮祭日也考鎮座本紀外宮鎮座雄略天皇二十
二年戊午九月望也曆考曰定望在十六日庚申
至今外宮祭日也此ナリ其ニハ、
ノ日と云く永代の祭日とす尊卑よりて先
後と云く、
且心外の尊卑天下此

公論わづべし、
私に端ずるは、
わづ

○風土記辨一

近付各國の地理と誌して某國風土記と
名づらるる

と稱するは非ナリ風土記、勅撰の書に

ナリと私に記すは詔勅の名と冒し用

も、
借妄し

○風土記辨二

を何承平久しく國の地理志風土記と云

今案するよし事を考むるべしとて國郡郷
 村の傳りたるもの多し其舊の所と逸とを
 之を法するも國より快峯とてついで
 但年貢の量數道程の遠を山川の險易城
 砦の要害くはまきぎをこして舟等の
 ありありの所をせんはるるありんたは西土の
 兵亂多く國滅びやとて地理の書くつ
 ありは遠くはるり日本に堅固なる國天

險とゆく且地理の書かたれども武備志とひ
 歴代の史日本の地理を記する百ふれ一と書と
 ゆるゆりなり一是一統志のめきまをけしむる
 けしむる六十六國の所記混滅しきるは伊勢ハ後れ
 神龜ケルとて是も一つとゆふはあつる垂加翁曰王
 者在室中周知四方之地域邦國之要害則賴乎
 圖書之存焉此周禮大司徒之所掌職方氏致其
 詳隸於司馬蓋秘而藏之所以防患也漢滅秦蕭
 何先收其圖書高祖具知天下阨塞戶口多少則

御製新編續編下

〇六

何之功也漢之地圖掌之司空浸以泄露當時淮南諸王謀反皆按地圖部署兵所從入王鳳所謂地形阨塞之書不宜在諸侯王者正得周人之遠慮矣古氏地理の考は八歴代秘するのみならず他國へ傳ふるのみならず大に禁むる事あり詳は大學衍義補に論せり然るは武備志大明一統志ハ印行して今民間にも多し其書あり日本國に乃地誌も其考を以てハ世に禁むるにせえ然れども却方れ好むのあはるる

求めておさめたりするは他國の事なり凡そ紀元七^{カキ}年神皇也といふ所は高見といふなり古有て今無は行きたりたれ去筆のほかによまぬことあり候は候は秘文を立あり神文尊崇の事也中古に式絶り竹の節をあらん人孰く後と意する人あり波もつら世よりわんごらねはあ世無らま立をい部ごごりやんごらねはあ世無らま立すくりり候あいなハ^{カキ}牆^{カキ}又^{ハラ}茨^{ハラ}の^{ラミ}生^{ラミ}えげん

しるしりびしし伊勢也終よまろししめを
ゆめしはくし年など満よりしまた
がらら坊のありそ又絶らると神魚
中へされ類りり吾又これな垣角よ字に
らし

○朱雀白鳳年號辨

水鏡曰天武天皇大友皇子と亡しめし年
天皇元年八月はしめしれあよりしはくは
壬申也然し系より足三のあり雀のありしを
按日本紀天武

をてしつりし六年号と朱雀元年と
ゆりし

今探するよい説のどくなれん壬申年と朱雀
元年とするよしゆりよ正史に其證なり日本紀
天武天皇十二年筑紫太宰丹比真人嶋等貢
三足雀といあれども色朱アカキといなり且元年
事しともなり高説なり續日本紀白鳳以來
朱雀以前といあれハ朱雀の号ハ白鳳より後
たりし分りなり

あつらひし三月は倭後、まゝりあつらひき、雉と
たてまつりし、朱雀といふ、この号と白鳳と
どつらひし、

今按ずば、日本紀、天武天皇二年春二月癸未、
天皇即位三月壬寅、備後國司獲白雉於龜石郡、
而貢、乃當郡課役悉免、仍大赦天下、是年也、大歲
癸酉、ゆけあつらひし、この号とまゝりあつらひし、
十三年、この号とまゝりあつらひし、
まゝりあつらひし、朱雀元年といふ、この号とまゝりあつらひし、

今按ずば、日本紀、天武天皇十五年秋七月戊
午、改元曰朱雀元年、とあり、赤雉とまゝりあつらひ
えす、たつらひ貢り、りとも、雉、はりこつらひあつらひ
まの雉とす、りまたつらひ、同紀九年秋七月
朱雀有、當作南門、十年秋七月朱雀見、之、二、瑞
を載、り

元亨釋書一曰、釋智藏、吳國人、白鳳元年為僧正、九
曰、釋道寧、百濟人、白鳳十二年秋八月、天下大旱、勅
寧法雲、効雨、大注、十六曰、釋智通、白鳳元年為僧正、

俗言釋智藏續編下

二十七日白鳳十四年百濟常輝賜封三十戸

今案ごらるは釋レしむしかるは白鳳の号多くあり

始レむの世の世の号レるるはくしむ右の口信レなり

の資治表レ引かざる考つるは天武天皇の御は

載ぬれば師鍊も白鳳と天武の年号とせむ

とのなり誤りありと五代一覽和漢合運レし

同レ寶基本紀三曰天武天皇白鳳二年レ西レ按レ朱鳥

元レ在レ丙戌則白鳳號レ只二年レ行レ歟不可信也

神皇正統紀曰文武天皇即位五年辛丑レり始レめ

て年号あり大寶といふ是より定レま孝徳の代

り大化白雉天智の清和レ白鳳天武の代

朱雀朱鳥など云号ありレや大寶より後

まごころぬりレるなり依て大寶といふ号

は初とするあり

と按ずるは日本紀と考つるは天智天皇治世十

年年号ありレ正統紀誤り朱雀の誤ハ

水鏡と同一

二在紹運錄帝皇正統錄天智天武持統文武元

明元正六代のら大化朱雀白鳳の号とわきレり

今按ずるよちの二書煩碎疎脱治く編するよ
くうど〇と通じて、れと考ふるよの法
政皆承りり日か書紀を約改元考日本長曆等
よ朱雀白鳳の号なり。但古語拾遺よ難波長栴
豊前朝白鳳四年とあり是ハ孝徳天皇の御代
を中ずるこ續日本紀聖武天皇神龜元年冬十
月詔よ白鳳以來朱雀以前年代玄遠尋問難明
とありけ二證よ依く考ふるよ白鳳ハ孝徳天
皇の白雉朱雀ハ天武天皇の朱鳥ハ一名

かぐべし中古西土西夫の字ハ多り諂諛潤飾
の風盛よゆも雉ハうづりけりけり
風よ人多ハ年凡ありとて雀よ換ふ成べし
且天武天皇九年十年及及朱雀の瑞あり
て十三年よ朱鳥と号すと立よハ一名と朱雀
とよゆ其も傍ありとわらふ又日本後紀太
同五年詔曰朱鳥以前未有年號之目難波御宇
始顯大化之稱とあり白鳳朱雀等ハ号なり
事ハよく明かり御るよ後世僧徒文人ハ祥瑞

言部系系系

年讀部

文飾とちよ〜實録よか〜事と他り出せ
一を中山大納言水島准后のどり記世治絶倫
の人を馴習して察せず腹うくゆ〜事なり
甚〜ゆ〜和の始よ日本紀と引いて白鳳の
号ありとするよふふ疎腕のゆり漏す〜
〜と詳よ正史と熟覧〜俗説の誤と
辨ゆ〜○又掲すのよ民方の雑記活社活
寺の古文書等よ〜年号あり和の
始よス化よりお繼體天皇何より年号あり

〜と掛き連字と用て年号〜てお後
〜は佛氏の俗作信す〜とあれど
〜俗説の誤と〜

○延長改元の辨

俗傳よ石大辨源公忠頓死〜蘓生〜
同魔王宮〜醍醐天皇の眾咎あり〜と
中あり〜一人の眞官〜
年号改元〜
同王宮の官人〜

あり思執の情いばるるや又お帝の
号と新帝とまう用するのあり夫帝皇代
更代の変水旱疾疫ままらるる大なり何
改元せざらんや急慢疎略の甚きも是の
端世史正綱改元考亦詳なり

○伊勢物語

或有職者曰伊勢物語よきとて放逸なるを
承りての言寓言してあまの御心設くる
よのく實事よありとぞ

今按じりよ非なり伊勢物語よきとて承りて
実言悉く知ぐ一ニ条后の事一に治承も
載り實と承りて承りて承りて承りて承りて
師尚真人といふ仍て承りて承りて承りて承りて
とくや武藏國も業平の子孫ありとくや
を寓言のことといふむ一源氏物語に寓すと
んも凡源氏伊勢物語不和顔面自こして士
君子れんまもまのよありて婦人女子
などいふこといふこといふこといふこと

此物語は倣てありしものぬゆと他りて申す
一 俗伎は他を瞽盲ゴマウより世人の心とら
う一 婦人女子は身ミをううかりめ父母フツに
憂ウレヒとのこと誠マコトにいくむむきなりなり一 源氏ゲンシは
勢物セモノは近代のわやけり革命カクメイ一 家イヘは婦メ女
烈火レイカ毒蛇ドクヘビのごとくおそれて逃げくたううが
只ただ慈母ニギハヤヒ百首ヒャクシュおの正ただしくしてあらり厚コトす
物モノををくくふふべべ一 程ほど又またふふ草クサややままくく小こ学ガク等
の類るいああららべべ一

○雙生三生辨

世俗一産ウツよ子コ二人ニヒトうう三ミほうほうううひひりりありあり是こと
凡たゞしくたゞきき事ことととしてしてららううくくしし或あるままよよとと殺ころし
ままつつららりり又また產ウツ婦メ一ヒト先まづはは行いととろろささくく血ち暈ウン
して死しすす者ものあり

今いま摘とりりふふ是こ大おほいいののああややととままりり日本ニッポン書シヤ紀キ神カミ
代よ卷マキ曰イハレ伊イ奘サ諾ダク尊ノミ伊イ奘サ冊ソク尊ノミ雙フタ生タマシ隱カクレ岐キ洲シウ與ヨ佐サ度ダ
洲シウ世セ人ヒト或ある有あ雙フタ生タマシ者もの象カタ此こ也なりこれこれ二ニ子コううららのの非ヒ
二ニ子コううここののああひひくくそれそれののああややりりてて世よ人ヒトももうういいしし

わう神れぐまをゆく家の繁昌なり何れ
きくぬ魚らんや世人米金れ多く出来ばと
うらうびく子孫の枝葉志げあをたつる
息の御り也されどもをこれ國史と人傳よ
二子三子うむ人あまが上乃人天乃の心と
うきて終ぐを下し其書いれ是らん
事と母のんらんあひく穀帛とあて乳母
を給りらる皇物の方もつりけ政なり姑
一二をこよ奉ぐ悉く承りよるごとし續日本

紀文武天皇四年十一月壬寅大和國葛上郡鴨
君稷賣一産二男一女賜絶四疋綿四疋布八端
稻四百束乳母一人慶雲三年二月戊子山背國
相樂郡女鴨首形名三産六兒其初産二男有詔
為大舍人四年美濃國言村國連等志賣一産三
女賜穀四十斛乳母一人ウヒウチ救へ重とべり
論治子一母四乳生八子子賢人なるり
記よりそのまかばるれ口切しき天よりたす
けあふと人しからし教しすつ天乃れ

けりてんやうぞやおそろ

○厄年子の辨

世俗曰十二歳と厄と云其年よはまろく子ハ親よ
害ありとて殺とまのあま

と按ずるふ四十二厄といふのや説亦んが
或人曰四二の音死の訓と通ふあいむ
かりとや志ふの訓たりまの出氣はあり
子と殺すハ人の大禍大罪なり出来只戯ま
いり家とむとすまきるは殺と信取のちる

子屋と申すは

○胎内の兒男女の辨

世俗いふあひわくは胎内の子れ男女と定むじ
其いふふふ合されを父母よゆさうぬ子或とん
如子といひく殺とまのあま

と按ずるま非なり占トハありぬより後信
ぐ一のみを信す人ま也易範のうらぐさ
魚其人よいづがぬ心りか呪巫山伏の言
をくそれを實よりし子を殺すみは殺すの

不仁之孝のいへば... 懐妊... 今... 聖人の信...

蘭奢待辨

世傳... 南都大寺... 東大寺... 文字と誤...

若づけしものなり

今... 蘭奢待... 胡國... 聖武帝... 西蕃... 東大寺... 寶藏... 永珍... 朱子... 蘭奢僧... 悅... 胡語... 褒譽... 偶... 心... あり...

○兒島高德姓氏辨

世傳曰源高德者宇多源氏佐佐木支流所謂兒島

三郎者

今按すりよ世傳皆くのごとく一統不承なり參
考太平記曰和田備後守範長子號三宅兒島三
郎亦稱今木新羅王子天日槍後也參考本系
記姓氏の説極く精一院とすべし日槍ハ
垂仁天皇の時投化せり人詳日本紀よらん
姓氏錄曰三宅連新羅國王子天日槍命之後也
○突入實名辨
と時々々々其主君の子と稱して考氏様此

機嫌よく義貞様御愛敬なご口より申され
よ調よ是流風なり

を揃むるは非し実名とて呼ばぬ大か
子安れあり 天子おまれば實名とて
申すすしてふらぬあはれと遊く御講と
らうりやうり歴代の史を足るべし武あるま
文盲なればよく皇太后名をゆきりあふんや
稱徳天皇の御講と申すの法わろし申すべしと
事しきみくろり東鑑正治元年八月尼御臺所

諫羽林家賴曰源氏等者幕下一族北條者我親戚也仍先人頻被施芳情常令招座右給而今於波輩等無優賞刺皆令喚實名給之間各以貽恨之由有其聞之ハ下トやハ實名トさハあリずレ礼カなりト知ル〜況君父トや

○實名改納辨

そ世の俗人実名を定るゝ必韻鏡ト歸納の字と求め其言ハよクいク〜を定む
今拙ズ〜非ナり垂加草七曰歸字之訣非考名

字美惡之設也閑際筆記曰此法何世ト起ルと
あリ〜西モ土ミ古人の名ト命ス〜有信有義有象有假有類唯國ト日月山川トを以セず又官及隱疾ト畜牲器幣トを以セず餘ハ忌ト〜
なリ〜故ハ晋小太子仇アリ衛ハ石惡アリ齊ハ陳逆アリ〜未タ必シ求テ美字ト爲ス名ト而況テ於テ歸納之字ハ乎無理甚矣或人の曰此日本ハ制ナり左馬頭諱義朝義朝切鼻アリ是左馬頭父ト殺乃山兆アリ爾カ〜後世人歸納の字ト擇ル〜

宗室なり曰不熱好事者これを作さる左馬頭
の遠祖鎮守府將軍諱經基經基切姫將軍宣如
婦女怯軟なり人や伯父河内判官諱義忠義忠切
判官宣如獸不智なり人や左馬頭の弒逆其心
考なきにあり何與名字相干哉別又義朝切
ハ是堯なり非鳥也説是なり定名字者天子
大臣の諱と考て謹で避べし御納の文字と
求るハ文言に多かり

○南廷辨

東鑑より引出物布施物等より南廷と云ふもの
あり廷の字庭と云ふも他系或有職者よこれに
同く其人秘傳と云ふも字何ぞ南廷ハ修禪寺
の紙なり頼朝伊豆配流の時修禪寺に南
庭と云ふとあり此紙と云ふづらすすこあり
南庭と名づく秘傳此事なりや答ふ
今按ずるに此説珍奇なりやゆへども
恐くハ非なり修禪寺に紙平家物流の首
五節の尋れしに示出たり細きハ由來

五ノ海ノ川ノ水

厚サ一分但桐ノ刻印ノワアリ
横式寸八分但方寸八分アリシヲ切欠テトリ遣候ヨシ
重サ四十三マアリシ由只今ハ切取ノアリ式ナシマアリ

此ヨリ



花降

花降ノ二字淺ク雕テアリ

無日一舞行川中村



舊四隅ニ圈ノ内ニ桐ノ刻印アリシ由裏同シ但裏ニ文字ナシ

此ニテ人ノ切取シ形ナリ

中比銀の炙かりふらりて裁て刀劔と飾りあり
西を圖よりよくしるごとく古の所謂南延といふ
ものハあけかりゆ紀

知行百貫辨

中吉地方の知りを計るは百貫千貫といふの教目
あり今も仙臺まはりの教名ありといふ此教
西をみてハ明はあらんなり 武家系圖相摸入
道平高時の下曰領知二十八方七千貫當當代知
行百四十三万五千石是田五倍を一貫といふ

言言其辨録一
 〇三十三
 子家もの也又あり人輿の人よすくるとして諸
 家ゆき古永樂錢十文は米四合八勺とて
 故く百文は白升八合十貫は四斗八升百貫
 是四十八石ある然れば知り百貫といふは
 今の知り百石と同一後世家よりとて知
 りを為米とて遣すは四斗八勺を免かして
 とて米四十八石を百石と名はるをせす
 此言はかり
 と掲するは家友人古徳とてく交之曰右

のありて皆非なり古仇國幡多那中村郷不
 村八幡宮寶鏡は一條家の古人書あり白

於本郷中村

八幡の朝御寄進田事

甲前田
 一 不き費
 光任小他
 孫中良

八ッ松
 一 不き費
 目三三
 泉(由)(虫)

大ホトケ
 一 七百五十分
 茂橋分

ミソト

一、貳百五十石

立石分

合白多費分記

永祿二年未己三月吉日

康政印

右のふし書を按じりよ田千歩を一畝とす
今凡三畝三畝十歩也是錢子又と一畝と
するがめし然もバ百貫ハ田十萬歩との法
ありて三十三町三畝三畝十歩あり三百

三十三石三斗、斗升と合とす人一恐く
ハ奠りてともウ此なり人記

山内文庫蔵

三十五

